

# 入院時の食事代や高齢者の

国民健康保険の被保険者のかた、または老人保健受給者のかたで、住民税非課税世帯（表1）のかたが入院したときは、入院時の食事代や高齢者の一部負担金が減額される制度があります。

この減額の制度を受けるためには、町に申請をして認定証の交付を受けてください。

現在の認定証の有効期限は、平成18年7月31日ですので、現在交付を受けているかたも、継続して必要なかたは改めて8月に申請してください。（それ以降は、申請された月の初日からの認定となります。）

（注意）所得税または住民税の申告が未申告ですと、認定できない場合があります。広報6月号でもお知らせしましたが、非課税の所得であっても減額認定を受ける場合は申告してください。

表1 住民税非課税世帯に該当する要件

区分	国民健康保険のかた		老人保健受給者のかた
	老人保健受給者及び70歳以上のかたを除く。	70歳以上で老人保健受給者に該当しないかた（前期高齢者） 1	
要件	世帯主及び世帯の中で国民健康保険被保険者のかた全員が住民税非課税		世帯員全員が住民税非課税
交付される認定証	標準負担額減額認定証	所得に応じて低所得 ・ の区分に分かれます。 2 限度額適用・標準負担額減額認定証	
減額となるもの	入院時の食事代	入院時の食事代と一部負担金	

1 前期高齢者とは、昭和7年10月1日以降に生まれたかたで、老人保健に該当しないかたをいいます。（老人保健は、75歳以上のかたや一定の障害のある65歳以上のかたが対象となります。）

前期高齢者のかたで白岡町国民健康保険（以下「国保」という。）のかたは町から、それ以外のかたは加入している健康保険組合等から、一部負担金の割合が記入された「高齢受給者証」が送付されます。治療を受ける際には、保険証とともに医療機関窓口に提示してください。

2 低所得 とは、属する世帯の世帯主と国保被保険者（老人保健受給者の場合は世帯員全員）が住民税非課税のかた

低所得 とは、上記の要件を満たし、かつ、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となるかた

## 1 入院時の食事代（標準負担額）

入院すると、食事代（標準負担額）として、1食あたり260円を負担しますが、表1の要件に該当するかたは、表2の区分のように減額されます。

表2 食事標準負担額

区 分		1食当たり
一般（下記以外のかた）		260円
住民税非課税世帯のかた〔前期高齢者及び老人保健受給者で低所得のかた（経過措置対象者含む） 3〕	入院90日まで（過去12か月の入院日数）	210円
	入院91日以降（同上）	160円
前期高齢者及び老人保健受給者で低所得のかた		100円



# 一部負担金が減額されます

3 老年者に係る住民税非課税措置の廃止により、世帯員のうち一部が課税者（前年の合計所得金額が125万円以下であって平成17年1月1日において65歳以上のかた）になったが、一部に非課税のかたがいる場合は、その非課税のかたについては、医療費が高額になったときの自己負担限度額及び食事の標準負担額は「低所得」の限度額を適用します。

## 2 前期高齢者と老人保健受給者の一部負担金

住民税非課税世帯の前期高齢者と老人保健受給者のかたは、1か月あたりの自己負担額が減額されます。

表3 前期高齢者及び老人保健受給者の一部負担金（平成18年10月から内容が一部変更になります。）

区 分	負担割合	自己負担限度額（月額）	
		外来（個人ごとに計算）	外来＋入院（世帯ごとに計算）
現役並み所得者 4	2割	40,200円	72,300円〔＋（実際にかかった医療費－361,500円）×1％〕 〔 〕内がマイナスになる場合は、〔 〕は計算しません。 12か月に4回以上高額療養費（老人保健では高額医療費）を受ける場合は、4回目から限度額が40,200円に下がります。
一般（経過措置対象者含む 5）	1割	12,000円	40,200円
住民税非課税世帯のかた	低所得	8,000円	24,600円
	低所得		15,000円

## 4 現役並み所得者（2割）の判定

### ・「国保」に加入している前期高齢者の場合

世帯の前期高齢者及び老人保健受給者（国保加入者のみ）のかたの課税所得（各種控除後）が、年額145万円以上となるかたが一人でもいた場合

ただし、その世帯の該当者の年収が合計520万円未満（該当者が1人の世帯では年収383万円未満）の場合、申請により1割となります。

### ・老人保健受給者の場合

世帯の前期高齢者及び老人保健受給者のかたの課税所得（各種控除後）が、年額145万円以上となるかたが一人でもいた場合

ただし、その世帯の該当者の年収が合計520万円未満（該当者が1人の世帯では年収383万円未満）の場合、申請により1割となります。

5 公的年金等控除の見直し及び老年者控除の廃止により、新たに現役並み所得者になったかたについては、課税所得145万円以上213万円未満、または年収が高齢者複数世帯で520万円以上621万円未満、高齢者単身世帯で383万円以上484万円未満であることの申請をした場合は、医療費が高額になったときの自己負担限度額について、「現役並み所得者」ではなく「一般」の限度額を適用します。

## 問合せ

保険年金課 国民健康保険税係・国民健康保険給付係 内線142・148